京都市職員の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例(令和4年11月30日 京都市条例第21号)(行財政局人事部給与課)

諸般の状況により、課長補佐級以下の職員の給料の額について、令和4年12月1日から令和5年3月31日までの間、特例措置を講じることとしました。

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市職員の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。 令和4年11月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第 2 1 号

京都市職員の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例 京都市職員の給与の額の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「(第6号及び第7号に掲げる職員(以下「5級職員等」という。)にあっては、同年7月1日)」を削り、「令和6年3月31日、5級職員等にあっては令和4年10月31日)まで」を「、令和6年3月31日)まで(第6号及び第7号に掲げる職員にあっては、令和3年7月1日から令和4年10月31日まで及び同年12月1日から令和5年3月31日まで)」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部給与課)